

## 11月16日からの利用制限の緩和について（概要）

### 【会議、及び発声や運動を伴わない主に着席して行う活動の利用人数】

部屋の種別	11月15日以前の 最大利用可能人数	11月16日以降 の最大利用可能人数
研修室 A	15人	45人
研修室 B	7人	15人
研修室 A・B	23人	60人
和室	6人	20人

利用制限されていた発声を伴う**合唱、民謡、能楽、詩吟、謡、吹奏楽(リコーダ、ハモニカ)**の団体の利用が可能となります。

**カラオケ**、及び飲食禁止のため**茶道**は当面ご利用いただけません。

### 【発声や運動を伴う活動の利用人数】

対象団体：合唱、民謡、能楽、詩吟、謡、体操、筋トレ、太極拳、気功、エアロビクス等

部屋の種別	11月16日以降 最大利用可能人数
研修室 A	22人
研修室 B	7人
研修室 A・B	30人
和室	10人

※ 吹奏楽(リコーダ、ハモニカ)の団体の最大利用可能人数は、会議で利用する場合と同じですが演奏時以外はマスクを着用してください。

「手指消毒、マスクの着用、検温。」「他の利用者と可能な限り間隔をあけての利用。」  
「原則30分毎に数分の換気の実施。」等これまで実施している対策は引き続きお願いいたします。